

内閣府

○財務省令第五号

経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項、第五十二条第一項、同条第二項及び同条第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

財務大臣 野田 佳彦

経済産業大臣 大畠 章宏

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号

経済産業省

）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第2記載上の注意1(7)中「~~第8条~~の~~7~~~~第6条~~」を「~~第8条~~の~~7~~~~第4条~~」に改める。

別紙様式第二号第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第四号第2の2記載上の注意1(6)中「辨5」を「辨3」に改める。

別紙様式第五号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)中「辨8の7辨6」を「辨8の7辨4」に改める。

別紙様式第六号第1貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第八号第1連結貸借対照表の記載上の注意1(6)中「辨5」を「辨3」に改める。

附 則

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- 2 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号、別紙様式第五号、別紙様式第六号及び別紙様式第八号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。